

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第13条に基づく報告書(補遺)

平成13年11月14日
朝銀長崎信用組合
金融整理管財人

1. はじめに

当組合は、平成12年12月16日、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（以下「金融再生法」という。）第8条第1項第2号に基づき「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融再生委員会より受けました。

金融再生法第13条に基づき、当組合が管理を命ずる処分を受けるに至った経緯等につき調査し、平成13年6月22日に報告書（以下「13条報告」という）を提出いたしました。

なお、本調査作業につきましては、平成12年12月16日に選任されてから直ちに開始しましたが、金融再生法第18条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任を明確にするための調査は継続しておりましたので、この点につきまして上記報告書の補遺として本報告書を提出するものです。

2. 旧経営陣に対する刑事上・民事上の責任追求に関する措置について

(一) はじめに

金融整理管財人は、当組合の旧経営陣、すなわち理事若しくは監事又はこれらのものであった者に対する責任追及を行うことが重要な職務の一つとされていることから（金融再生法第18条）、就任後、金融整理管財人の下に金融整理管財人補佐人2名と朝銀長崎信用組合貸付担当者等で構成する「内部調査事務局」を設置し、必要に応じて預金保険機構・株式会社整理回収機構との協議・情報交換を通じて法的責任追及のための慎重な調査・検討を行ってまいりましたので、今日までの状況について報告いたします。

(二) 刑事責任追及について

金融整理管財人は、内部調査事務局での調査と、預金保険機構との協議を通じて、当組合における旧経営陣の金融犯罪該当行為等の有無について、多額の不良債権が発生した原因となった大口貸出先及びこれに係わる個別の融資案件を中心に検討を行いましたが、既に公訴時効が完成しているものや、当時の担当役員が行方不明であるなど、事実確認は困難なものとなり、現在、金融整理管財人において把握している情報では刑事責任追及は困難な状況にあります。

他の融資先案件についても、個別案件毎に検討を加えましたが、現時点において刑事責任追求に結びつくまでには至っておりません。

(三) 民事責任追求について

(1) 旧経営陣に対する民事責任追及のための調査

まず当組合が破綻するに至った原因である「債務者の実態等を正確に自己査定に反映していなかったことにより多額の不良債権を内包したこと」について、違法性が認められるかどうかを調査致しました。

次に、個別融資案件については、前記大口関係先の他、全ての融資案件を網羅的に調査・検討しました。

(2) 調査結果

① 特に前記大口関係先の事案においては、新規先であるにもかかわらず事業計画に具体性がなく曖昧で、資金計画・担保関係も不十分なまま、稟議も極めて杜撰でまともな審査がなされた形跡もなく、虚偽の記載すらみられるなど明確な回収見込みをもった融資とは言えず、当時の担当役員の独断専行による融資限度違反・融資権限違反・審査基準違反等重大な違法行為を指摘できます。

当組合の債務超過・経営破綻の原因が、ここにあると言っても過言ではなく、その意味でも重大且つ違法な融資と言う他はありません。

② その余の個別案件についても、貸出先の企業内容の把握が不十分である他、担保評価が甘いことから貸出金の保全が不十分であるなど、貸出審査、管理回収業務に問題点が見受けられます。

(3) 調査結果に基づく検討

当組合の旧経営陣に対する民事責任追及については、金融整理管財人就任以後直ちに「内部調査事務局」を設置し、調査を行いました。現在のところ、以下の理由から民事賠償責任追求には至っておりません。

① 自己査定等について

自己査定基準の運用においては、債務者個々に対する査定判断に意図的なものが働いたか否かの判定や、自己査定の甘さが当組合の損害に直接的に結びついたか否かの判定が困難であり、残念ながら現時点では責任追求に踏み

切るまでの具体的な法令違反が認められるとするには至りませんでした。

② 前記大口関係先の融資案件については、当時の担当役員本人が行方不明であるなど、現時点では、残念ながら責任追求に至っておりません。

③ その余の個別融資案件について

当組合の規模が小さく融資案件の数も少ないため、全件について調査しました。その結果、融資審査体制の不備、管理回収業務の不備、貸付限度違反等の問題が指摘されるものが少なくないものの、既に消滅時効が成立していたり、それ以外のものについても、現在のところ、民事賠償責任と結びつく具体的な法令違反は認められませんでしたので、責任追及には至っておりません。

3. 今後の対応

旧経営陣に対する損害賠償請求権等につきましては、上記したとおり残念ながら現時点において責任追及に踏み切るまでには至りませんでした。今後、㈱整理回収機構による調査等によって新たなる事実が判明する可能性もあることから、㈱整理回収機構において引き続き責任追及が行いえるよう、旧経営陣に対する損害賠償請求権等を㈱整理回収機構に譲渡する予定です。

以 上